

黒部市公共交通戦略推進協議会無料公共自転車「ちょいのり黒部」利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、黒部市公共交通戦略推進協議会（以下「当会」といいます。）が実施する共同利用を目的として貸し出す無料公共自転車「ちょいのり黒部」（以下「自転車」といいます。）の適正な管理、運用及び自転車の適正な利用を促すため必要な事項を定めるものとします。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるとおりとします。

(1) 身分証明書等 次に掲げるものを指します。

①運転免許証、②マイナンバーカード、③健康保険証、④パスポート、⑤在留カード、⑥学生証

(2) ちょいのりステーション 自転車の貸し出し、返却及び保管場所（以下「ステーション」といいます。）

(3) 事業 当会が実施する共同利用を目的とした自転車の貸し出し事業

(利用登録の申請)

第3条 利用者は、この規約に同意の上、前条第1号に掲げる身分証明書等のいずれかの原本を提示し、無料公共自転車「ちょいのり黒部」利用登録申請書（様式第1号）を提出するものとします。

2 利用者が未成年者の場合は、父母又はこれに代わる者（以下「保護者等」といいます。）が申請するものとします。

(利用登録の承認)

第4条 当会は、前条の規定による申請があったときは、申請書及び身分証明書等について、必要な確認を行い、利用登録を承認したときは、自転車に備え付けの南京錠の鍵（以下「カギ」といいます。）を貸与するものとします。

2 保護者等は、前条第2項の規定に基づき利用登録の承認を受けたときは、この規約に定める全ての事項について、未成年の利用者に対し指導する義務を負うものとします。

(利用登録期間)

第5条 利用登録期間は、前条第1項の承認を受けた日から、当該年度の12月31日までとします。ただし、当会が実施する「継続利用の意向確認」において、継続利用を希望する場合は、利用期間を1年延長するものとし、以後同様とします。

(カギの返却)

第6条 利用者は、カギの借用が必要なくなったときは、当会にカギを返却しなければならないものとします。

2 前条の当会が実施する「継続利用の意向確認」において、継続利用を希望しない者又は期限までに回答しない者は、意向確認の提出期限から2か月以内にカギを返却しなければならないものとします。

(預かり金)

第7条 利用者は、カギを借用する際、預かり金500円を納付するものとします。

2 前条の規定により利用者からカギの返却があったときは、前項の規定による預かり金を利用者に返金するものとします。

3 利用者が貸与されたカギ又は南京錠を紛失したときは、故意又は過失を問わず、預り金を返金しないものとし、当該利用者が利用登録を継続する場合、新たに預り金500円を納付するものとします。

4 前条第2項又は第9条第2項の定める期限までにカギを返却しない者に対しては、預かり金を返金しないものとします。

(利用登録の不承認)

第8条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録を承認しないものとします。

(1) 小学生以下のとき。

(2) 身長135cmに満たないとき。

(3) 通学利用を目的とするとき。

(4) 自転車を安全に運転することが困難であると判断したとき。

(5) この規約に同意しないとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(利用登録の取り消し)

第9条 利用者が、この規約に定める規定に違反したとき、又は、当会が不相当と認めるときは、利用登録を取り消すものとします。

2 前項の規定により、利用登録を取り消された者は、利用登録を取り消された日から起算して30日以内にカギを返却しなければならないものとします。

(運用の休止)

第10条 天変地異、不可抗力、悪質な利用行為その他の事由により、運用継続が困難と判断した場合は、当会所定のウェブサイトでの公表など、当会が適切と判断する方法により事前に利用者に告知のうえ、自転車の貸出しの全部又は一部を休止するものとします。

(利用条件)

第 11 条 自転車を利用できる時間帯は、午前 7 時から午後 9 時までとし、1 回あたりの利用は 3 時間以内とします。

- 2 自転車を利用できる範囲は、黒部市内に限ります。
- 3 利用者は、利用を終えた自転車をステーションに返却するものとします。
- 4 利用者は、ステーション以外に駐輪されている他の利用者が利用中の自転車を使用してはなりません。
- 5 利用者は、自転車の返却にあたって、当該自転車に利用者の遺留品がないことを確認したうえで返却するものとし、当会は、返却後の遺留品の紛失等について一切責任を負わないものとします。
- 6 利用者は、自転車を利用するときは、安全点検（ブレーキの効き具合、タイヤの空気圧、前照灯器の点灯その他必要箇所の点検）を実施し、安全に利用ができる状態であることを確認した上で利用するものとします。
- 7 利用者は、自転車に損傷、整備不良等を発見した際は、当該自転車の利用を中止し、速やかに当会に連絡するものとします。

(禁止行為)

第 12 条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならないものとします。

- (1) 飲酒運転、無謀運転その他交通法規に違反する行為。
- (2) 利用者以外の者に使用させること。
- (3) カギを複製すること。
- (4) 歩行者などの通行障害となるような行為。
- (5) 乗り入れが禁止されている公園、危険箇所その他不相当と認められる場所での使用。
- (6) 自転車の構造、装置、付属品などの改造、取外し及び変更すること。
- (7) 運転中に故障した場合、無理に運転を継続する行為。
- (8) その他、法令又は公序良俗に反する行為。

(自転車の故障等)

第 13 条 利用者は、利用中の自転車が故障した場合は、直ちに利用を中止し、最寄りのステーションに返却するとともに当会に報告するものとします。

- 2 利用者の故意又は過失により故障した場合の修理費は、利用者が負担するものとします。
- 3 利用者は、自転車の付属品を紛失又は破損した場合は、付属品購入費用の実費相当額を負担するものとします。

(自転車事故の処置等)

第 14 条 利用者は、利用期間中に自転車で事故に遭遇した場合は、法令で定められた処置をとるとともに、利用者の責任において事故の解決にあたるものとする。

2 利用者は、事故発生の日時、場所、原因、事故の状況その他必要な事項を速やかに警察及び当会に報告するものとします。

3 利用者自らが第三者と締結した示談等には、当会は一切責任を負わないものとします。

(補償)

第 15 条 利用者は、自転車を利用している間は、自転車に付帯している公益財団法人日本交通管理技術協会の第二種 T S マーク保険の適用範囲内で、その補償を受けることができます。ただし、当会の瑕疵に起因すると認められる事故等において、利用者が被った損害については、当会が加入する保険の適用範囲内で補償するものとします。

2 前項に定める第二種 T S マーク保険の利用については、利用者自らが所定の手続きを全て行うものとします。

3 第 1 項に規定する補償限度額を超える損害又は補償が適用されない損害については、利用者が全て負担するものとします。

4 警察及び当会に届出のない事故又は利用者がこの規約に違反して発生した事故による損害について、利用者は、損害保険及び当会の補償制度による損害補填が受けられないことがあることを異議なく承諾するものとします。

(個人情報)

第 16 条 この規約による利用登録の申請で取得した個人情報は、事業の円滑かつ適正な運営、サービス向上などの目的の範囲内で利用するものとします。

2 裁判所、検察庁、警察、弁護士会又はこれらに準じた権限を有する機関から法令等に従って開示を求められた場合又はその他法令に定める正当な理由がある場合は、取得した個人情報を第三者に提供することができるものとします。

3 個人情報の提供者から自己に関する個人情報の開示の請求があった場合は、速やかに開示することとします。

4 個人情報の提供者から自己に関する個人情報の変更の申し出があった場合は、速やかに応じるものとします。

附 則

この規約は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。